

⑤ 市税完納証明書

石巻市中小企業融資・小企業小口融資に係る市税完納証明申請書	
令和 年 月 日	
石巻市長 殿	
申請者	住所(所在地) 氏名(名称) 印
証明書の使用目的	石巻市中小企業融資・小企業小口融資の申請のため
上記の目的に使用するため下記事項について証明を申請します。	
記	
私に係る納期が到来している全ての市税について滞納がないこと。	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
令和 年 月 日	石巻市長 齋藤正美

※ この申請書は、2部作成し、市民税課、各支所又は総合支所の市民生活課で証明を受けた後、申込書類に添付し、商工課又は各総合支所地域振興課へ提出してください。
 ※ 当証明の対象となる年度は、現年度を含む過去5か年度分です。
 ※ 現年度を含む過去5か年度において、全ての市税について非課税の方は、市民税課、各支所又は総合支所の市民生活課で確認の上、現年度分の「市県民税非課税証明書」の交付を受けて下さい。

一般的な納税証明書等ではなく、所定の様式です。市民税課や支所で取得してください(手数料がかかります)。

法人の場合、法人・代表者(保証人となる場合)の2通必要になります。

代表者が市外居住の場合、直近5年間で市内に居住した実績が一度でもあれば必要です。5年間居住歴がない場合は、石巻市にデータがないので不要です。(住民票(居住自治体でお取りください)で居住実績を確認します。口頭でもその旨、申請時にお伝えください)。

滞納があると市融資は認定できません。

3か月以内に発行されたものでお願いします(コピー可)。

⑥ 国保税完納証明書

石巻市中小企業融資・小企業小口融資に係る国民健康保険税関係証明申請書	
令和 年 月 日	
石巻市長 殿	
申請者	住所 氏名 印
証明書の使用目的	石巻市中小企業融資・小企業融資の申請のため
上記の目的に使用するため下記事項について証明を申請します。	
記	
<input type="checkbox"/> 私に係る納期が到来している国民健康保険税について滞納がないこと。 <input type="checkbox"/> 私が国民健康保険税の納税義務者となっていないこと。	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
令和 年 月 日	石巻市長 齋藤正美

※ この申請書は、2部作成し、保険年金課、各支所又は総合支所の市民生活課で証明を受けた後、申込書類に添付し、商工課へ提出してください。
 ※ 当証明の対象となる年度は、現年度を含む過去5か年度分です。
 ※ 申請者以外の方が申請される場合は、委任状が必要です。

所定の様式です。保険年金課や支所で取得してください(手数料がかかります)。

法人の場合、国保税なので「法人」分は出ません。代表者(保証人となる場合)の方の分が必要となります。本人ではなく、家族等が納税義務者の場合や、社会保険の場合も証明が必要です(二番目の□にチェックが入ります)。

代表者が市外居住の場合、直近5年間で市内に居住した実績が一度でもあれば必要です。5年間居住歴がない場合は、石巻市にデータがないので不要です(※)。(住民票(居住自治体でお取りください)で居住実績を確認します。口頭でもその旨、申請時にお伝えください)。

滞納があると市融資は認定できません。

3か月以内に発行されたものでお願いします(コピー可)。

【条件変更の場合の証明書の要・不要について】

税データは年4回更新されるため、本来、その時期をまたぐ変更の場合は必要になりますが、手続きの簡略化・事業者の方の利便性の観点から、返済方法変更においては、年度が変わった場合のみ、証明を求めるものとします（※滞納がない場合に限る）。

代表者変更等、対象者が変わる場合は、新たな方について確認するため、時期にかかわらず必要です。

(例)

・返済方法変更の場合

- ① 昨年10月に条件変更し、今年10月に再度条件変更する場合
→新年度。前回時は滞納なしでも、現在の納税状況を確認するため必要
- ② 今年8月に条件変更し、12月に再度条件変更する場合
→年度が変わっていないため、滞納がないのであれば不要（※）

(※) 後日、滞納が判明した場合、取り消し・対象外となる場合がありますのでご注意ください。

⑦ 住民票

居住実態を確認します。

条件変更の場合は、変更事項に、居住地が関係する場合は必要です。

(例)・返済方法の変更の場合、不要（住所は返済方法に影響しないため）

・代表者変更の場合、必要（新たな代表者について住所確認の必要があるため）

- ・3か月以内に発行されたものでお願いします（コピー可）。
- ・法人の代表者で市外在住の方は、居住している自治体のものをご用意ください。
- ・ご本人様のもののみで結構です（世帯全員分は不要）

⑧ 全部事項証明書

条件変更の場合でも、法人概要等を確認するため、返済方法の変更・代表者や住所変更等、ほとんどの場合で必要です。

ただし有効期間が3か月間のため、前回変更から3か月以内で記載事項に変更なければ不要です

- ・3か月以内に発行されたものでお願いします（コピー可）。
- ・現在事項証明でもかまいません。

